

日進市人口ビジョンの見直し及び次期総合戦略の策定に係る 本市の方針について

1 人口ビジョンの見直し並びに次期総合戦略の策定期間及び計画期間について

人口ビジョン及び次期総合戦略の始期は、第6次総合計画の策定と合わせ、令和3年4月からとする。

また、次期総合戦略の計画期間は、第6次総合計画の計画期間と合わせる。
なお、計画内容については、必要に応じて見直しを行う。

○令和元年6月に内閣府地方創生推進室が示した「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」では、総合計画等と地方版総合戦略との関係について、『地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。』としている。本市では、現在、本市のまちづくりの最上位計画である第6次総合計画を策定しており、総合戦略と総合計画をまちづくりの基本指針としてより効果的・効率的に市政を運営していくうえでは、一体的な運用が不可欠であると考えられるため、現行の総合戦略の計画期間を1年間延長し、総合戦略と総合計画を一体化させたい。

2 人口ビジョンの推計期間について

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計期間である令和27（2045）年までとする。

○令和元年6月に内閣府地方創生推進室が示した「地方人口ビジョンの策定のための手引き」では、人口ビジョンの対象期間について、『地方人口ビジョ

ンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間（第1期の場合は令和42(2060)年。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議においても、令和42(2060)年の人口の見通しについて、平成26(2014)年当時の推計値とそれほど大きくは変わらない点を確認。)を基本とする。なお、社人研の推計期間である令和27(2045)年を目途とするなど、地域の実情に応じて期間を設定することも差し支えない。』としており、本市においては、より高い精度で人口推計の行える、社人研の推計期間としたい。